

令和七年九月

令和七年九月文京区議会定例議会議案

文  
京  
区



目次

議案第三十一号	文京区立障害者福祉施設条例等の一部を改正する条例	5 頁
議案第三十二号	文京区自転車駐車場条例の一部を改正する条例	7 頁
議案第三十三号	文京区立本駒込図書館改修工事請負契約	9 頁
議案第三十四号	文京区立元町公園整備工事(第二期)請負契約の一部変更について	11 頁
議案第三十五号	和解及び損害賠償額の決定について	13 頁



議案第三十一号

文京区立障害者福祉施設条例等の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和七年九月四日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立障害者福祉施設条例等の一部を改正する条例

(文京区立障害者福祉施設条例の一部改正)

第一条 文京区立障害者福祉施設条例(平成十六年三月文京区条例第九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「第五条第十三項」を「第五条第十四項」に改め、同項第二号中「第五条第十四項」を「第五条第十五項」に改める。

(文京区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正)

第二条 文京区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例(令和六年十二月文京区条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第五十四条第一項中「第五条第十八項」を「第五条第十九項」に改める。

(文京区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正)

第三条 文京区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例(令和六年十二月文京区条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第五十条第一項中「第五条第十八項」を「第五条第十九項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第三十二号

文京区自転車駐車場条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和七年九月四日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区自転車駐車場条例の一部を改正する条例

文京区自転車駐車場条例（平成七年七月文京区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 一時利用制自転車駐車場において、規則に定める期間を超えて継続して駐車してある自転車別表第二の一の部に備考として次のように加える。

備考 一時利用制自転車駐車場の利用は、自転車を駐車用の機器に固定したとき又は発券機により駐車券を取得したときから起算し、規則に定める期間までとする。

付 則

この条例は、令和七年十二月一日から施行する。

（説 明）

一時利用制自転車駐車場における自転車の撤去等に係る規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第三十三号

文京区立本駒込図書館改修工事請負契約

右の議案を提出する。

令和七年九月四日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立本駒込図書館改修工事請負契約

文京区立本駒込図書館改修工事施行のため、左記請負契約を締結する。

記

一 契約の目的 文京区立本駒込図書館改修工事

二 契約の方法 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第八号の規定に

よる随意契約

三 契約金額 金三億四千九百二十五万円

四 契約の相手方 東京都文京区後楽一丁目一番十三号

株式会社小野組

代表取締役社長 猪又正巳

（説明）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及

び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

（参 考）

- 一 工 期 契約締結の翌日から令和八年十一月三十日まで
- 二 支出科目等 令和七年度 一般会計 総務費 施設管理費  
令和八年度 債務負担行為

議案第三十四号

文京区立元町公園整備工事（第二期）請負契約の一部変更について  
右の議案を提出する。

令和七年九月四日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立元町公園整備工事（第二期）請負契約の一部変更について  
令和五年九月二十七日契約第一万二千百四十一号により締結した文京区立元町公園整備工事（第二期）請負契約の一部を左記のとおり変更する。

記

- 一 契約の目的 文京区立元町公園整備工事（第二期）
  - 二 契約の方法 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の二第一項第八号の規定による随意契約
  - 三 契約金額 金七億六千三百一十六千五百円  
（変更前の契約金額 金五億六千二百三十二万五千五百円）
  - 四 契約の相手方 小野・大洋建設共同企業体  
構成員（代表者） 東京都文京区後楽一丁目一番十三号小野水道橋ビル四階  
株式会社小野組東京支店  
執行役員東京支店長 松岡毅
- 構成員 東京都文京区千駄木三丁目三十三番四号二〇三

大洋造園土木株式会社文京支店  
支店長 棚倉恒夫

(説明)

工事の内容の変更等に伴い、契約の一部を変更するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六條第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二條の規定により、本案を提出いたします。

(参考)

一 工 期	令和五年九月二十八日から令和七年十一月二十五日まで
二 支出科目	令和五年度 一般会計 総務費 防災対策費
	一般会計 土木費 公園緑地費
	令和六年度 一般会計 総務費 防災対策費
	一般会計 土木費 公園緑地費
	令和七年度 一般会計 土木費 公園緑地費

議案第三十五号

和解及び損害賠償額の決定について

右の議案を提出する。

令和七年九月四日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

和解及び損害賠償額の決定について

文京区は、左記のとおり和解の上、損害を賠償する。

記

一 賠償の理由 令和六年二月二十一日、東京都文京区小石川一丁目二十一番先路上において、文京区所有の

清掃軽小型ダンプ車による自動車事故が発生し、相手方に損害を与えたため

二 和解の内容 治療費、交通費、休業損害、慰謝料等を文京区が負担する。

三 賠償金額 金二百十三万四千四百五十八円

四 相手方



(説 明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十二号及び第十三号の規定により、本案を提出いたします。